

株券の追加発行を行う株式分割の効力発生前倒しに係る要綱

平成 17 年 10 月 25 日

(株)証券保管振替機構

項 目	内 容	備 考
1. 概要	<p>株券の追加発行を行う株式分割(以下、「株式分割」という。)についても、保管振替法第 19 条の規定によりその効力発生日から「みなし預託」により当該新株分の預託があったものとしてすることができることから、機構取扱銘柄について株式分割が行われる際には、商法第 219 条第 1 項の規定により会社が定める一定の日(以下、「割当日」という。)の翌日を効力発生日とし、割当日に新預託株数申告を行うことで、効力発生日から株式分割後の新預託株式数を参加者口座簿及び顧客口座簿に記帳することとする。</p> <p>この取扱いを実施することにより、株式分割に係る追加発行の新株部分についても割当日の翌日以降、保管振替制度における口座振替ができることとなる。＜別紙参照＞</p>	<p>平成 18 年 1 月 4 日以降を割当日とする株式分割の効力発生日は割当日の翌日となるよう発行会社に対して要請した(「株式分割の効力発生日についてのお願い」(保振業務 17 第 64 号、平成 17 年 6 月 10 日))。</p> <p>また、証券取引所においても、株式分割に係る基準日の翌日を効力発生日とすることや分割新株に係る発行日決済取引の廃止等について上場制度の整備がなされている(東証上場第 34 号平成 17 年 8 月 5 日参照)。</p> <p>分割新株の売却可能時期等については、「株式分割の効力発生日前倒し後における売買及び委託保証金等の取扱いについて」(東証信第 581 号平成 17 年 6 月 23 日)を参</p>

項 目	内 容	備 考
2. 参加者等の事務 処理	<p>(1)参加者及び機構における口座簿の処理</p> <p>参加者及び機構は、株式分割の効力発生日に顧客口座簿及び参加者口座簿に株式分割の比率に基づいて計算した新預託株式数を記帳し、効力発生日以降は、新預託株式数による口座処理を行う。</p> <p>新預託株式数の記帳手続は、次のとおりとする。</p> <p>a. 機構は、株式分割後の新預託株式数の確定処理を行うため、効力発生日の前で機構が必要であると認める日は、原則として株式分割を行う会社の株券の預託、振替、交付の停止を行う。</p> <p>b. 参加者は、あらかじめ自己分及び顧客分の預託株式数を確定し、割当日の午後4時まで、実質株主ごとの預託株式数に株式分割の比率を乗じて新預託株式数を算出するとともに、その総数を統合Web端末から所定の入力手順に従って機構に通知する。</p> <p>c. 機構及び参加者は、前b.の新預託株式数を、効力発生日に口座簿に記帳する。</p> <p>機構は、発行会社から配分明細データを受領したときは、効力発生日に参加者口座簿に記帳した株式数と配分明細データによる確定株式数を照合し、剰余の株式数がある場合は必要な調整を行う。</p> <p>参加者は、機構から配分明細データを受領したときは、効力発生日に顧客口座簿に記帳した株式数と配分明細データによる確定株式数を照合し、剰余の株式数がある場合</p>	<p>照。</p> <p>機構が取扱う投資口及び協同組織金融機関の優先出資の分割についても同様の取扱いとする。</p> <p>「機構が必要であると認める日」とは、原則として割当日とする。</p> <p>新預託株式数の通知は、統合Web端末により行う(CSVファイルの送信を含む)。</p> <p>申告すべき新預託株式数は、「既預託株式数 + 分割新株式数」となる。</p> <p>「増減資等の種別」及び種別コードは以下のように変更する。</p> <p>【現在】 04 株式分割(額面金額の引下げ)</p>

項 目	内 容	備 考
	<p>は、必要な調整を行う。</p> <p>(2) 預託・振替・交付等に係る事務処理 割当日の事務処理</p> <p>a. 預託 機構は、割当日に預託を受けないこととする。この場合においては、あらかじめ、その旨を参加者に通知する。ただし、参加者のやむを得ない事由に基づくもので機構があらかじめ認めるものに限り、割当日の正午まで預託することができる。【従来どおり】</p> <p>b. 振替 機構は、割当日に振替を行わないこととする。この場合においては、あらかじめ、その旨を参加者又は質権者(以下「参加者等」という。)に通知する。ただし、参加者等のやむを得ない事由に基づくもので機構があらかじめ認めるものに限り、割当日の正午まで振替を行うことができる。</p> <p>c. 交付 機構は、割当日に交付を行わないこととする。この場合においては、あらかじめ、その旨を参加者等に通知する。ただし、参加者等のやむを得ない事由に基づくもので機構があらかじめ認めるものに限り、割当日の正午までに残高が発生したものについて交付を受けることができる。【従来どおり】</p>	<p>05 株式分割(株券の追加発行) 【変更後】</p> <p>04 株式分割(株券の追加発行)</p> <p>05 その他(当分の間使用しない)</p> <p>06 株式併合・株式分割 (株券の提供)</p> <p>「参加者(等)のやむを得ない事由」とは、取引所取引の決済等に係る有価証券引渡票等の貸借の決済及び権利確定日等に行われるフェイル解消のための決済に係るものに限定するものとする。 (b、c について同じ)</p>

項 目	内 容	備 考
	<p>割当日の翌日(効力発生日)以降の事務処理 参加者等は、通常どおり株券の預託・振替・交付を行なうことができる。</p> <p>(3)配分明細データに係る事務処理 配分明細データの発行会社から機構への通知 発行会社は、実質株主名簿に記載した事項に基づき配分明細データを作成し、参加者口座簿の記載日の3営業日前の日の午前3時から午後5時までに、会社・機構間ファイル伝送により機構に通知する。 配分明細データの機構から参加者への通知 機構は、発行会社から受理した配分明細データを参加者別に編集し、参加者口座簿の記載日の前営業日の午前3時から午後5時までにファイル伝送により参加者に通知する。【従来どおり】</p>	<p>効力発生日からの交付に対応するため、分割比率が1:1.5以上の株式分割については、券種等の事前調整が必要となる。なお、分割比率が比較的小さな株式分割については、機構に対する株券の発行自体が不要になる(新株分の不所持申出を行う)場合が多くなることが考えられる。 株式分割後に行われる大量の交付請求については、大券により交付することがある。</p> <p>株式分割に係る配分明細データに基づく参加者口座簿及び顧客口座簿への記載日については、原則として割当日の翌営業日から起算して20営業日目の日とする。 従来、株式分割(株券の追加発行)時の新株の残高の発生はすべて配分明細データに委ねられてい</p>

項 目	内 容	備 考
	<p>参加者口座簿及び顧客口座簿への記載等</p> <p>機構は、配分明細データを参加者に通知するときに、同データの参加者口座簿への記載日を定めて、これを通知する。機構及び参加者は、当該記載日に配分明細データに基づき、銘柄、株式数等の所要事項を参加者口座簿及び顧客口座簿に記載する。〔従来どおり〕</p> <p>(4) 単元未満株式の買取(買増)請求に係る事務処理</p> <p>各請求の取次ぎの受付の停止期間については、次の通りとする。</p> <p>a. 単元未満株式の買取請求</p> <p>取引所取引における権利付最終日の前営業日から割当日までの期間〔従来どおり〕</p> <p>b. 単元未満株式の買増請求</p> <p>特に停止期間を設けない。ただし、割当日が決算日等に該当する場合には、決算日等を理由とした停止が行われる。また、発行会社の事情により買増請求の受付を停止する場合がある〔従来どおり〕。</p>	<p>たが、株式分割の効力発生前倒し対応後の配分明細データは株数の調整のための利用となる。</p> <p>決算期又は中間決算期がある場合には、決算日又は中間決算日の12営業日前の日から当該決算日又は中間決算日までの期間、単元未満株式の買増請求の取次ぎの受付を停止している。</p> <p>株式分割時には発行会社が必要と認めて一定の受付停止期間を設けることが一般的になるものと考えられる。</p> <p>発行会社が必要と認めて買増請求</p>

項 目	内 容	備 考
	<p>割当日の翌日(効力発生日)以降の買取(買増)請求</p> <p>効力発生日以降に参加者が実質株主から単元未満株式の買取(買増)請求の取次ぎの依頼を受けたときは、顧客口座簿に当該請求に係る預託残高(株式分割後)があることを十分確認した後に当該取次ぎを行う必要がある。</p>	<p>の受付停止期間を設けた場合の機構における買増請求の取次ぎの受付停止期間については、以下のように変更する。</p> <p>【旧】「原則として、会社が定める受付停止期間の始期の2営業日前の日から終期の2営業日前の日までの期間」</p> <p>【新】「原則として、会社が定める受付停止期間の始期の前営業日から終期の2営業日前の日までの期間」</p> <p>発行会社から配分明細データを受領する以前に、株主名簿、実質株主名簿双方に記載のある者及び複数の参加者に預託している実質株主から請求があった場合、請求に係る預託残高に変更が生じる可能性がある。</p>

項 目	内 容	備 考
3. 実施時期	<p>(5) 旧株式の担保の取扱い</p> <p>新預託株数申告を行うため、実質株主報告の事務を担保差入参加者に委任することができない(担保突合処理はできない)。</p> <p>担保受入参加者が、担保株券についての実質株主報告に係る事務をしないこととしている場合には、振替等の停止期間前に、振替により担保株券を担保差入れ参加者に返戻する等の対応が必要となる。</p> <p>平成 18 年 1 月 4 日以降を割当日とする株式分割から実施する。</p> <p>なお、平成 18 年 1 月 3 日以前を割当日とする株式分割については、従来どおりの日程とする。</p> <p>(統合Web端末でのCSVファイルの送信により行う新預託株数の通知については、平成 17 年 12 月 19 日以降の通知分から実施可能とする。)</p>	<p>接続テストの詳細については、平成 17 年 8 月 9 日付参加者通知「『株式分割の効力発生日前倒し対応』に伴う接続・業務確認テストについて」(システム第一部)を参照。</p>

以 上

株式分割（株券の追加発行）の取扱い

【例】新預託株数申告の入力によるみなし預託の証券残高記帳が発生するケース

1. 甲銘柄が株式分割(株券の追加発行)を実施
増減資等種別コード = 04 (株式分割(株券の追加発行))(*) 権利確定日 = 平成17年3月31日(木)、割当比率 = 1 : 1.5、株式効力発生日 = 平成17年4月1日(金)、口座簿記載日 = 平成17年4月28日(木)、配分銘柄コード = 甲銘柄と同一の銘柄コード
2. A参加者は権利確定日の証券残高: 10,000株を基に計算して14,999株の新預託株数申告を入力したが、誤って計算していたため権利確定日の6営業日目に、15,000株に新預託株数申告を訂正
3. A参加者に預けていた株主はその他の参加者にも預けており、それにより発行会社からの配分明細データでは一番大きいA参加者に1株多く作成し提出したため、調整株数処理でA参加者に1株を記帳
(*) 今回の対応では現在の「増減資等種別コード: 04 (株式分割(額面金額の引下げ))」と同じ処理をする(「株式分割(株券の提出)及び単元株制度の採用」で使用)。その処理を統合Web端末で表示する部分のみを変更する。)

処理イメージ

→ : 口座残高等の流れ ...▶ : 実質株主関係 ~ 配分明細関係の流れ

